

## 独立行政法人海技教育機構 第5期中期計画

独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）は、国土交通大臣から指示を受け、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）第30条第1項の規定に基づき、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの期間における中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を以下のとおり定める。

### 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

我が国における船員養成の中核的な役割を担って、質の高い船員を養成し、安定的かつ安全な海上輸送の確保を図る。そのために、海技教育の実施を事業等の中心に据えつつ、機構全体としてメリハリのある業務運営とリソースの配分を図りながら、各業務を遂行する。

#### （1）海技教育の実施

「独立行政法人海技教育機構法」（平成11年法律第214号。以下「機構法」という。）第11条第1項第1号に基づき、船員となろうとする者及び船員（船員であった者を含む。）に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行う。

また、機構法第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（平成16年法律第31号）第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。

これらの業務の実施に当たり、船員となろうとする者に対して海技免許の取得等を図るための教育（新人船員養成）に重点を置き、質の高い船員養成を行う。

#### ① 新人船員養成

学校教育部門と航海訓練部門が連携して、採用船社との役割分担、学校運営及び練習船隊のあり方の見直し、教員（教官）・乗組員の確保を進めるとともに、海運事業者等と協力して財務基盤の安定化を図るなど、養成基盤の強化に取り組む。

##### ア 学校運営のあり方

##### a) 採用船社との役割分担

機構は、新人船員養成において船員としての基本的な心構えや、資格取得に必要な知識・技能の習得に重点を置いた基礎的な教育訓練を強化し、採用船社と適切に役割を分担して、質の高い船員を養成する。その際、自動運航の概要や、新燃料の化学的性質などに関係する基礎的な知識については、教材に取り入れるなど、社会の変化に対応できる船員

を養成する。

b) 海上技術学校等の集約化

国立館山海上技術学校については、令和8年度入学者の募集を停止し、全ての在校生が卒業又は修了する令和10年度を目途に、その養成機能を海上技術短期大学校等へ集約し、機構の養成基盤の強化を図る。他の海上技術学校等についても、教員不足、定員割れ、施設の老朽化を踏まえ、海上技術短期大学校等への集約化など、学校運営のあり方を見直す。その際、海上技術短期大学校等における4級海技士養成に係る定員を405名とし、機構全体として養成規模は維持する。

c) 海上技術短期大学校の課程再編

上記b)において示した学校運営の見直しと並行して、令和10年度を目途に、現在、海上技術短期大学校において、航海及び機関の両用教育を行っている4級海技士の養成課程については、座学まで両用教育を行い、航海及び機関両方の海技試験の筆記試験を免除できるようにした上で、乗船実習については、期間を9月から6月とし、学生が航海又は機関のいずれかを選択できるよう課程を再編する。

d) 海技大学校の養成拡大

i) 3級海技士養成課程

海技大学校において、入学時に海運会社に雇用されている者と雇用されていない者の両方を対象とし、一般大学等の卒業生に対応する3級海技士養成数の拡大を目指す。その際、学校運営や練習船隊のあり方を見直し、教員（教官）・乗組員の確保の進捗状況のほか、海運会社に雇用されている者を対象とするコースについては海運会社のニーズ、雇用されていない者を対象とするコースについては入学志願者及び就職状況などを踏まえ、機構全体として検討を行う。また、上記c)の課程再編に伴い、海上技術短期大学校の卒業生を対象とする海技大学校の3級海技士の養成課程についても、業界や学生のニーズなどを踏まえ、そのあり方を検討する。

ii) 5級海技士養成課程

陸上の企業・団体からの転職者など、より幅広い分野から船員志向の高い人材を確保すべく、令和8年10月に、練習船実習6月を含む1年間で、5級海技士（航海）の免許を取得できる新たな養成課程を海技大学校に開設する。

同様に、5級海技士（機関）の養成や、これらの新たな課程を修了した者を対象とする第二種養成施設の活用についても、学校運営や練習船隊のあり方を見直し、教員（教官）・乗組員の確保の進捗状況などを踏まえ、機構全体として検討を行う。

イ 練習船隊のあり方

a) 採用船社との役割分担

従来、機構が3級海技士の免許を取得するための乗船実習において行ってきた船上での集団生活、コミュニケーション能力の向上などを含む基礎的な訓練については、実習期間の前半6月で行い、実習期間の後半6月においては、船社が航海当直に必要な見張りや機関室での機関の監視などの実践的な訓練を社船で繰り返し行うことができるよう、乗船実習のカリキュラムを見直し、両者の強みを活かした、効率的かつ効果的な訓練体系を

再構築し、ひいては大型練習船による乗船実習が担う役割の明確化を図る。また、実習生を訓練するための船内体制の確立に向けて、機構が有する乗船実習に関するノウハウと経験を活かし、マニュアル・教材等を整備し、技術的な導入支援と協力を行う。

このように社船実習を普及・拡大させることにより、練習船の余席を確保し、多科・多人数配乗の改善など質の高い訓練環境を創出するとともに、新たな養成ニーズに対応するなど余席を効果的に活用する。

#### b) 練習船隊の再編

現在、5隻体制の大型練習船については、老朽化、教官・乗組員不足が進む中、訓練の質を確保するため、帆船を含め、1隻程度の大型練習船を減船する。その場合においても、養成規模を維持しつつ、3級海技士と4級海技士を養成する練習船を分離し、多科配乗の改善を図るため、全体としては減船しつつも、外航海運業界等において寄贈に向けた検討が行われている練習船の代船建造や校内練習船の大型化を含め、練習船隊を再編する。引き続き、持続可能な船員養成の確保に向けて、効果的かつ効率的な練習船隊のあり方について検討する。

#### c) 実習生配乗の合理化

上記b)において示した練習船隊の再編に伴い、上記a)において示した社船実習の拡大のほか、減船分の乗船実習を補うための措置を講ずる。引き続き、持続可能な船員養成の確保に向けて、実習生配乗について、商船系大学・高専と緊密に調整を図る。

##### i) 機関訓練センターの活用

4級海技士養成課程については、上記アc)において示したとおり、乗船実習を含む課程の再編が行われるところ、とりわけ質の高い教育が求められる3級海技士養成課程において機関訓練センターを活用することとし、まずは、海技大学の海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（機関専攻）の令和8年度入学者を対象に訓練を行う。

また、現在、商船系大学・高専から受託している乗船実習の一部についても、機関訓練センターの活用を検討する。

##### ii) シミュレータ訓練の活用

国際海事機関（IMO）において、STCW条約の包括的見直しに向けた議論が行われているところ、改正条約が施行される際に、乗船実習の代替として、シミュレータ訓練を円滑に導入できるよう、その訓練のあり方を検討する。

##### iii) 校内練習船の活用

老朽化が進む海技大学校所属の海技丸の用途廃止に伴う代船建造においては、乗船履歴付与の可能性を視野に大型化を検討し、さらに大型練習船隊と合わせた効率的な運用を検討する。

加えて、現在、商船系大学・高専から受託している乗船実習のうち、短期実習において商船系大学・高専の学内練習船を活用する可能性を含め、実習生配乗の合理化を検討する。

#### d) 航海訓練の充実

上記b)で示した練習船の減船や代船建造に伴い、航海訓練において実海域における操船や常用出力での機関の運転を実習生が経験できるよう、燃料の確保に努め、当直実習

のために必要十分な航海規模を適切に確保する。

#### ウ 海技免許取得及び海上産業への就職促進

##### a) 4級海技士養成課程（海上技術学校及び海上技術短期大学校）

期間中の各年度とも、航海又は機関のいずれかの海技士国家試験の合格率は95%以上、航海及び機関の両方の海技士国家試験の合格率は海上技術学校について85%以上、海上技術短期大学校について95%以上、海上産業への就職率は95%以上を達成するため、学校教育部門と航海訓練部門が連携して海技教育を実施し、生徒・学生の海技免許取得、ひいては海上産業への就職を促進する。

##### b) 3級海技士養成課程（海技大学校）

期間中の各年度とも、海技士国家試験の合格率及び海上産業への就職率は95%以上を達成するため、学校教育部門と航海訓練部門が連携して海技教育を実施し、学生の海技免許取得、ひいては海上産業への就職を促進する。

##### c) 5級海技士養成課程（海技大学校）

期間中の各年度とも、海技士国家試験の合格率及び海上産業への就職率は90%以上を達成するため、学校教育部門と航海訓練部門が連携して海技教育を実施し、学生の海技免許取得、ひいては海上産業への就職を促進する。

#### ② 実務訓練

海技大学校は、上記①において示したとおり、新人船員養成に重点を置いた業務運営を行う。このため、船員（船員であった者を含む。）に対する実務訓練については、国の船員政策との整合、国際条約の動向、技術革新などの社会の変化や海運業界のニーズに対応するとともに、実施する各講習の受講状況及び民間の主体による実施可能性を踏まえ、運航実務コース及び海事教育通信コースを中心に、講習定員・回数の見直しや講習の休廃止・新設などを段階的かつ抜本的に行い、機構が実施することが強く求められている実務訓練を重点的かつ効果的に実施する。この取組を通じて、運航実務コース（民間の主体が実施していない講習を除く。）における定員充足率について、本中期計画期間の最終年度において75%以上を確保することを目指す。

#### (2) 研究の実施

機構法第11条第1項第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を行う。

研究の実施に当たっては、機構本部において、研究形態の見直しや、機構が担うべき研究範囲の明確化を図るとともに、研究業務へのリソース配分を管理することで、「(1)海技教育の実施」に重点を置いた業務運営を行う。他方で、学校教育部門と航海訓練部門が連携し、学校の施設・設備や練習船隊による教育訓練実績に加え、船舶運航に関する豊富な知見・技能を有する専門人材を有し、実証的かつ機動的に研究を行うことができる機構ならではの強みを活かして、海事分野において直面する課題に対応した研究を組織的に行い、研究成果の最大化その他の研究業務の質の向上を図る。

#### ① 研究業務の質の向上

行政機関や民間団体・企業との情報交換を密に行うことで、国の政策、国際動向、最新の技術動向を適時に把握し、先見性と機動性をもって、海事分野において直面する社会的意義の高い研究や、上記（１）②において示した諸課題に対応した実務訓練に資する研究を組織的に行う。とりわけ、主務官庁、船員養成機関を含む国立研究開発法人、国立大学法人又は民間団体等と連携し、受託研究及び共同研究（他の機関・団体等と共同して行う研究をいう。）を期間中に延べ30件程度実施する。研究の評価については、研究内容に応じて、機構外の研究者の査読を受けるなど、研究活動に精通した第三者の評価を積極的に取り入れるよう検討を進め、研究業務の質の向上を図る。

#### （３）成果の普及・活用促進

機構法第11条第1項第3号に基づき、海技教育又は研究に付随して、その成果の普及・活用促進に関する業務を行う。

上記「（１）海技教育の実施」に重点を置いた業務運営を行うため、海技教育又は研究の成果の普及・活用促進については、従来の事業規模を見直しつつ、その活動の成果を追求する観点から、業務の質の向上を図る。

#### ① 「船員」という職業に対する国民の理解増進と入学志願者の確保

学校教育部門と航海訓練部門が密に連携し、学校施設及び練習船を活用した海事広報並びにSNSをはじめとするICT（情報通信技術）を活用した情報発信と、学校の募集活動を有機的に連携させた取組を行うことや、関係機関が実施する「船員」や「船員の仕事」のイメージの再構築をねらいとする取組に協力することで、「船員」という職業に対する国民の関心や潜在層の船員志向性を高め、本中期計画期間の最終年度に、海上技術短期大学校及び海技大学校（登録船舶職員養成施設の課程のうち、第一種養成施設に区分され、かつ、入学時において、海運会社に雇用（雇用の見込みを含む。）されていない者を対象とするものに限る。）において、募集定員の1.5倍以上の入学志願者を確保する。

また、入学志願者に対して、入試の機会などを活用して、アンケート調査を実施し、これらの取組に対する意向・評価等を確認し、海事広報及び募集活動へのフィードバックを行い、より効果的な取組となるよう不断に改善を行う。

#### ② 海運業界のニーズを反映した人材の輩出

本部・学校それぞれの階層において、海運団体・事業者等との意見交換会や業界説明会を通じて、海技教育に対するニーズを体系的に収集・分析し、その結果を教育訓練の内容・手法の改善に反映し、業界ニーズに直結する資質と能力を備えた人材を養成し、輩出する。さらに、業界動向に基づく就職指導を展開し、機構が養成する人材の海上産業での採用率及び定着率向上と海事産業全体の競争力強化に寄与する。その際、顧客満足度調査の手法などを参考に、海技教育（新人船員養成に限る。）に対する採用企業の満足度を定量的に評価する仕組みを構築し、本中期目標期間の最終年度において、70%以上の企業から満足を獲得できるよう、業務

運営を不断に見直し、機構に対する関係者の理解と協力を深める。

### ③ 海技教育の成果の普及・活用促進

#### ア 国際機関、検討会等への参画

国際機関、行政機関の審議会・検討会、海事団体等主催の各種委員会等へ、職員を組織的かつ計画的に派遣し、海技教育を通じて培った船舶の運航に関する学術及び技能並びに航海訓練に関する高度な知見やノウハウを活かし、これらの関係機関と連携しながら、船員の資格証明のための国際基準の改正、国の政策形成、業界のガイドライン策定等に戦略的に関与するなど、国際・国内の両面でルールメイクを主導する。派遣規模については、従来実績、派遣効果及び業務全体のリソース状況を踏まえつつ、期間中に延べ 300 名程度を目安として計画的に実施する。

#### イ 研修員の受入れ

外国船員養成機関、行政機関、海事団体等から研修員を学校施設及び大型練習船などに受け入れ、船舶の運航実務や、船内設備・機器の取扱等に関する研修を行うなど、海事関係の業務に従事する上で必要となる知識・能力の向上に寄与する。受入規模については、従来実績、受入効果及び業務全体のリソース状況を踏まえつつ、期間中に延べ 450 名程度を目安として計画的に実施する。

### ④ 研究成果の普及・活用促進

国際機関、行政機関の審議会・検討会、海事団体等主催への各種委員会等へ、職員を組織的に派遣し、船舶の運航に関する学術及び技能並びに航海訓練に関する研究成果を活かし、関係機関と連携しながら、船員の資格証明のための国際基準の改正、国の政策形成、業界のガイドライン策定等に戦略的に関与する。

また、研究成果が社会的な活用や諸課題に対応した教育訓練の実施・改善に結び付くよう、運輸交通関係の学会・講演会における発表などを積極的に行い、研究内容に応じて、受託研究及び共同研究（令和 11 年度までに終了する研究に限る。）ごとに 1 件以上、成果の活用に結び付ける。

## 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 業務改善の取組

#### ① 効率的な業務運営体制の確立

社会の変化や国民のニーズに対応し、船員養成を持続可能なものとするため、海上技術学校等の集約化、練習船の減船に合わせて、理事長によるトップマネジメントの下、機構本部を含め、組織、業務、職員配置のあり方を見直し、法人全体としてメリハリのある業務運営とリソース配分を図る。

#### ② 業務運営の効率化に伴う経費削減

一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費等の所要額計上を必要と

する経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務の質の確保に留意しつつ、海上技術学校等の集約化、練習船の減船などの取組により、引き続き効率的な執行に努め、物価の上昇、業務の新規追加・拡充等による影響を除き、本中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の最終年度と同額以下とする。

### ③ 調達方法の見直し

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内に設置された「調達等合理化検討会」における取組を推進し、また、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について、評価・公表を行う。

また、一般競争入札を原則としつつも、会計規程等に則り、随意契約によることが可能なものは実施するなど、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。

### ④ 人件費管理の適正化

業務の改善に応じて人員を適正に配置するとともに、給与水準については、国家公務員の給与水準、機構の業務実績等も十分考慮し、役職員の報酬・給与等のあり方について厳しく検証を行った上で、職員給与規程等の改正を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。

## (2) 業務の電子化

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、デジタル人材を育成し、PMO（全体管理組織）の下で、基幹情報システム、人事・給与情報システム、会計情報管理などの個別業務システム等の適切な整備及び管理を行う。各種情報システムについては、費用対効果を精査した上で整備するとともに、クラウドサービスを効果的に活用する。

学校や練習船を含め、情報管理、文書作成、意思決定、文書管理等の事務プロセスにおいて、ICT を利活用し、押印廃止、電子化、ペーパーレス化を推進し、業務の効率化及び業務環境の改善を進める。

## 3. 財務内容の改善に関する事項

### (1) 中期計画予算の作成

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、政府として官公需における価格転嫁の徹底が求められているところ、運営費交付金を充当して行う事業については、上記「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」において示した事項について配慮しつつ、機構の特性に応じた物価経済動向を適切に反映した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

## (2) 自己収入の確保・効率的活用

関係者の理解と協力を得て、前中期目標期間実績を安定的に上回る自己収入の確保に取り組むことで、財務基盤の安定化を図る。その際、今後導入する管理会計手法を活用し、それぞれの自己収入の性質に応じて何の運営経費に充当されるかを明示することで、関係者の負担がどのように裨益に繋がるのかが明確な、透明性及び公平性の高い運用を徹底する。

### ① 入学金、授業料、航海訓練料等の水準の見直し

新人船員養成に係る入学金や授業料、航海訓練料等について、機構の運営状況、物価動向及び入学志願者の応募状況等を確認しつつ、段階的に水準を見直す。その際、入学志願者の経済状況を踏まえ、授業料等の減免制度などの支援の拡充を併せて行う。また、実務訓練に係る授業料等についても、受講状況や物価経済動向を含む訓練コストを適切に把握し、継続的に価格改定を行い、増収を図る。

### ② 船員教育充実協力金の要請

大型練習船で養成した3級海技士を採用する海運事業者を中心に、航海訓練の充実を図るため、船員教育充実協力金の寄付を要請する。

### ③ ネーミングライツ事業の推進

学校や練習船における教育訓練環境の向上を図るため、その施設等の愛称を決定する命名権を付与するネーミングライツ事業を推進する。

### ④ 寄付金、賛助会員の募集推進

職員一人一人が自己収入の確保に取り組む意識を醸成し、OB、関係業界、経済界、一般国民等から寄付金を募るとともに、賛助会員の募集を推進する。

### ⑤ 経営努力認定制度の活用

自己収入により生じた利益等については、独立行政法人の経営努力認定制度を可能な限り利用し、独自財源の確保に努める。

## (3) 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性等の観点から、その必要性について不断の見直しを行う。令和8年度入学者の募集を停止する国立館山海上技術学校など、海上技術学校等の集約化や、練習船の減船を行う状況となった場合、学校の建物、練習船等については、その必要性を検証し、不要財産は国庫に納付する。

## (4) 業務達成基準による収益化

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が

原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

(5) 管理会計手法の導入

令和8年度に導入する会計情報管理システムの本格運用に合わせて、管理会計手法を導入し、機構本部、学校教育（計8校の海上技術学校、海上技術短期大学校及び海技大学校）や航海訓練（5隻の大型練習船）の部門ごとに、収入及び支出を適切に管理し、本中期計画期間を通じ、予算との乖離を含む執行状況や、各業務に必要となる費用などを可視化することで、機構の運営状況や課題を適切に把握し、効率的な業務運営や財務内容の改善に活かす。

(6) 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

(7) 短期借入金の限度額

予見し難い事由により、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスを維持するため、やむを得ず、いわゆるつなぎ資金的な資金需要が生じる場合における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

(8) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

① 乗船事務室（東京都中央区勝どき五丁目802番2）516.25 m<sup>2</sup>

現況確認等終了後、速やかに現物を国庫に納付するよう、引き続き手続きを進める。

② 旧小樽海上技術学校（北海道小樽市桜三丁目21番1）27,936.34 m<sup>2</sup>

現況確認等終了後、速やかに現物を国庫に納付するよう、引き続き手続きを進める。

③ 館山海上技術学校（千葉県館山市大賀無番地）21,993 m<sup>2</sup>

閉校後の扱いを検討し、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、現況確認等終了後、速やかに現物を国庫に納付するよう、手続きを進める。

④ 練習船

海上技術学校等の集約化や、船舶の老朽化に伴い、廃船を検討し、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、速やかに売却による収入を国庫に納付するよう、手続きを進める。

(9) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画

該当なし

(10) 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、機構の目的の確実な達成のための施設・

設備等の整備、教育基盤の整備拡充等のため使用する。

- ① 施設・設備、訓練機材等の整備
- ② 安全管理及び研究調査の推進
- ③ 燃料費の高騰等による練習船の運航経費の不足

#### 4. その他業務運営に関する重要事項

##### (1) 施設及び設備に関する計画

全体として養成規模を維持しつつ、質の高い船員養成を着実に実施し、機構のミッションを確実に達成するため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定する。

- ① 老朽化が進む海上技術短期大学校等の校内練習船について、実践的な海上実習を通じた効果的な教育を行うため、優先順位を付けて、代船建造を順次進める必要がある中で、前中期計画期間において校内練習船を整備した清水海上技術短期大学校に次いで、養成数が多く、稼働時間が長い波方海上技術短期大学校の校内練習船の代船を整備する。
- ② 学校施設の増改築や大規模改修、校内練習船の代船建造など、学校の集約化のための計画を策定する。
- ③ 減船に伴う代船建造、校内練習船の大型化、大型練習船の大規模修繕など、練習船隊の再編のための計画を策定する。

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
波方海上技術短期大学校 校内練習船代船建造	総額 660	独立行政法人海技教育機構 船舶建造費補助金

(注) 予定額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

##### (2) 人事に関する計画

下記の留意すべき事項を踏まえ、人材確保・育成方針を策定し、教員（教官）・乗組員たるに相応しい、高い専門性、指導力と熱意を備えた人材を安定的に確保できるよう、計画的な人事管理を行う。

- ① 統合前の組織間における職員相互の理解やコミュニケーションの不足を改善し、組織一体となって人材の確保・育成を一層進めるため、人事業務を見直す。

- ② 引き続き、学校教員と練習船教官の共通採用を着実に進めるとともに、商船系大学・高専や、外航・内航の海運事業者との人事交流を積極的に推進する。
- ③ 採用要件等の見直しにより、商船系高専商船学科、海上技術短期大学校等の卒業者をはじめ幅広い人材からの採用及び登用を推進する。
- ④ 全国異動のあり方や福利厚生の充実などの処遇改善に最優先で取り組む。
- ⑤ 仕事と育児・介護の両立支援など、職員のライフステージの変化に合わせたワークライフバランス（仕事と生活の調和）を推進する環境づくりに取り組む。
- ⑥ オンライン授業、eラーニングの拡大など ICT の活用により省力化を進め、人材の不足を補う。

### （3）積立金の使途

機構法第 12 条第 1 項に規定する前中期目標期間からの繰越積立金は、前中期目標期間までに自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

### （4）内部統制の充実・強化

業務方法書に定めた事項に基づき、法令等を遵守しつつ効果的かつ効率的に業務を運営し、機構の使命を果たすため、内部統制の充実・強化を図る。

特に、前中期目標期間に発生した事故・事案を真摯に受け止め、「独立行政法人評価制度の運用に関する基本的考え方」（令和 4 年 4 月 8 日独立行政法人評価制度委員会決定）及び「独立行政法人の業務管理及び内部管理について」（令和 4 年 4 月 8 日独立行政法人評価制度委員会決定）、他の独立行政法人の取組事例並びに外部有識者の知見等を活用し、理事長によるトップマネジメントの下、内部統制委員会が中心となり、機構全体として、内部統制のあり方や監事の指摘を踏まえた運営のあり方を点検し、一層の充実・強化を図る。

その際、機構の「使命」及び「ミッション」を踏まえた「ビジョン」を明確化し、トップメッセージ発出や職員研修などを通じて、職員一人一人へ浸透させ、コンプライアンスを徹底させるとともに、機構本部、学校教育（計 8 校の海上技術学校、海上技術短期大学校、海技大学校）及び航海訓練（5 隻の大型練習船）の部門間において、業務や人事面での融合、情報共有の迅速化、管理上の課題への横断的な取組などを着実に進め、事故・事案を防止できるようリスク管理を徹底する。

### （5）情報セキュリティ対策

基幹情報システムの整備を行うとともに、「サイバーセキュリティ戦略」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）及び政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準並びに国家サイバー統括室（National Cybersecurity Office）による助言・情報提供等を踏まえ、前中期目標期

間において、機構本部、学校教育（計8校の海上技術学校、海上技術短期大学校、海技大学校）及び航海訓練（5隻の大型練習船）の部門ごとに整備した情報セキュリティ管理体制の下、情報セキュリティ対策を随時強化し、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期する。

また、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、情報開示請求への対応及び保有個人情報の管理を適切に実施するとともに、職員に周知徹底する。

予算(令和8年度～令和12年度)

(単位:百万円)

区 分	海技教育の実施	研究の実施	成果の普及・活用促進	法人共通	合 計
収入					
運営費交付金	25,035	1,686	860	6,225	33,806
施設整備費補助金	0	0	0	0	0
船舶建造費補助金	660	0	0	0	660
受託収入	0	85	55	0	140
業務収入	8,728	5	5	210	8,948
計	34,423	1,776	920	6,435	43,554
支出					
業務経費	10,621	13	20	0	10,654
施設整備費	0	0	0	0	0
船舶建造費	660	0	0	0	660
受託経費	0	85	55	0	140
一般管理費	0	0	0	2,305	2,305
人件費	23,142	1,678	845	4,130	29,795
計	34,423	1,776	920	6,435	43,554

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

## [人件費の見積り]

中期目標期間中総額 23,703百万円を支出する。

当該人件費の見積りは、予算表中の人件費の内、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与の費用である。(非常勤役員報酬等を除く。)

なお、上記人件費見込に給与改定分は含まれていない(改定額実績: 令和6年1.6億円、令和7年1.3億円)

## [運営費交付金の算定ルール]

別添のとおり。

## [注記]

退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

収支計画(令和8年度～令和12年度)

(単位:百万円)

区 分	海技教育の実施	研究の実施	成果の普及・活用促進	法人共通	合 計
費用の部	34,078	1,776	920	6,500	43,274
経常費用	34,078	1,776	920	6,500	43,274
業務経費	33,763	1,691	865	0	36,319
受託経費	0	85	55	0	140
一般管理費	0	0	0	6,435	6,435
減価償却費	315	0	0	65	380
収益の部	34,078	1,776	920	6,500	43,274
経常収益	34,078	1,776	920	6,500	43,274
運営費交付金収益	25,035	1,686	860	6,225	33,806
受託収入	0	85	55	0	140
業務収入	8,728	5	5	210	8,948
資産見返負債戻入	315	0	0	65	380
純利益	0	0	0	0	0
目的積立金崩額	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

資金計画(令和8年度～令和12年度)

(単位:百万円)

区 分	海技教育の実施	研究の実施	成果の普及・活用促進	法人共通	合 計
資金支出	34,423	1,776	920	6,435	43,554
業務活動による支出	33,763	1,776	920	6,435	42,894
投資活動による支出	660	0	0	0	660
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	34,423	1,776	920	6,435	43,554
業務活動による収入	33,763	1,776	920	6,435	42,894
運営費交付金による収入	25,035	1,686	860	6,225	33,806
受託収入	0	85	55	0	140
業務収入	8,728	5	5	210	8,948
投資活動による収入	660	0	0	0	660
施設整備費補助金による収入	0	0	0	0	0
船舶建造費補助金による収入	660	0	0	0	660
財務活動による収入	0	0	0	0	0

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

## 海技教育機構運営費交付金の算定ルール

○運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当所要額

(イ) 基準給与総額

令和8～12年度・・・所要額を積み上げ

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額(予定)の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当所要額

当年度に退職が想定される人員ごとに積算

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

令和8年度・・・所要額を積み上げ

令和9年度～12年度

前年度一般管理費相当額(所要額計上経費及び特殊要因を除く)×一般管理費の効率化係数( $\alpha$ )×消費者物価指数( $\gamma$ )＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

令和8年度・・・所要額を積み上げ

令和9年度～12年度

前年度業務経費相当額(所要額計上経費及び特殊要因を除く)×業務経費の効率化係数( $\beta$ )×消費者物価指数( $\gamma$ )×政策係数( $\delta$ )＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数( $\alpha$ ): 毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数( $\beta$ ): 毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数( $\gamma$ ): 毎年度の予算編成過程において決定

政策係数( $\delta$ ): 法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費: 公租公課、保険料等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因: 法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要に応じ計上

[注記] 前提条件:

一般管理費の効率化係数( $\alpha$ ): 中期計画期間中は1.00として推計

業務経費の効率化係数( $\beta$ ): 中期計画期間中は1.00として推計

消費者物価指数( $\gamma$ ): 中期計画期間中は1.00として推計

政策係数( $\delta$ ): 中期計画期間中は1.00として推計

人件費(2)前年度給与改定分等: 中期計画期間中は0として推計

特殊要因: 中期計画期間中は0として推計